

# 東日本大震災に伴う被災者の医療

## ◎ 6月以降も一部負担金の免除・猶予、当面2012年2月末まで期間延長

## ◎ 7月から保険証、免除証明書の確認が必要

厚労省から5月2日に通知や事務連絡が出され、①被災者の医療について6月以降も2012年2月末まで一部負担金の免除・猶予等の特例措置が延長される、②7月以降は被災者も保険証の確認が必要（経過措置あり）、③7月以降は免除証明書が必要（一部経過措置あり）、④免除・猶予されるべき一部負担金を支払った場合、被災者が保険者に申請をすれば還付されることが明らかになった。

現時点で判明していることは以下の通りである。

### 1 7月以降 被災者の方も保険証の提示が必要

6月までは、保険証等を提示できない場合には、氏名、生年月日等を申し立てることにより、保険診療扱い受診できる取扱いとしてきた。今後、各保険者において、被保険者証等の再交付されることになり、7月以降は以下のように取り扱いが変更になる（表1参照）。

- (1) 7月以降、被災者についても原則として通常どおり保険証等により資格確認を行う。
- (2) (1)が円滑に進むように5月以降、医療機関等では、「保険証なし」の被災者に対し、「保険者に連絡し、被保険者証等の再交付、一部負担金免除・猶予対象者の場合は免除証明書の交付〔3の(2)参照〕を受ける」ように伝える〔厚生労働省からの依頼〕。
- (3) 7月以降、保険証なしの受診の場合には、6月以前と同様に氏名、生年月日等の申し出を受けた上で保険診療扱いすることもできる。なお、この場合速やかに保険証等の再交付を受けるよう患者に伝えるとともに、再交付後、保険者番号、被保険者証等の記号・番号を必ず医療機関等に連絡するよう伝える。

表1 被災者の医療における資格確認・特例措置の概要と解説

6月まで		7月以降													
<p>&lt;概要&gt;</p> <p>①保険証がなくても保険診療が可能</p> <p>②家屋全・半壊等の場合は窓口支払い分を免除・猶予</p> <p>&lt;解説&gt;</p> <p>①被災者が被保険者証を医療機関に提示できない場合 ⇒患者の申し立てにより氏名、生年月日等を確認し「保険診療」として取り扱う。確認事項は次のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保険(高齢受給者含む)</td> <td>②氏名 ①生年月日 ③事業所名</td> </tr> <tr> <td>国保(高齢受給者含む)・後期高齢者</td> <td>②氏名 ①生年月日 ③住所</td> </tr> </tbody> </table> <p>②一部負担金の徴収猶予・免除が適用されるケース ⇒患者申し立てにより住所、被災状況等を確認し「10割分」を「保険請求」する。保険証の有無にかかわらず表2の要件に該当する場合は以下の事項を確認し、カルテに記載する。一部負担金等は徴収せずにレセプトに(災1)等必要事項を記載して「10割分」を請求する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種別</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保険(高齢受給者含む)</td> <td>②氏名 ①生年月日 ③事業所名・住所・連絡先</td> </tr> <tr> <td>国保(高齢受給者含む)・後期高齢者</td> <td>②氏名 ①生年月日 ③住所 ④連絡先 ④国保組合の場合は組合名</td> </tr> </tbody> </table>		保険種別	確認事項	社会保険(高齢受給者含む)	②氏名 ①生年月日 ③事業所名	国保(高齢受給者含む)・後期高齢者	②氏名 ①生年月日 ③住所	保険種別	確認事項	社会保険(高齢受給者含む)	②氏名 ①生年月日 ③事業所名・住所・連絡先	国保(高齢受給者含む)・後期高齢者	②氏名 ①生年月日 ③住所 ④連絡先 ④国保組合の場合は組合名	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>①保険証により資格確認を行う</p> <p>②免除証明書を提示した者は一部負担金等窓口支払いを免除する</p> <p>※①と②とも例外規定あり ※医療機関では、被災者に対し、保険者に連絡し、保険証の再交付を受けるように伝える。</p> <p>&lt;解説&gt;</p> <p>①保険証で資格確認 ⇒「保険診療」として取り扱う。 ※特例として7月以降も保険証なしで受診することもできる。6月以前と同様に氏名、生年月日等の申し出を受けたうえで保険診療可。なお、患者に保険証の再交付を受けること、再交付後、保険者番号、記号を医療機関に連絡してもらうことを伝える。</p> <p>②免除証明書を提示ありの場合 ⇒一部負担金等免除「10割分」を請求する。 ※「免除証明書」発行できない一部の市町村(5月中旬以降に厚労省が公表予定)の国保(高齢受給者含む)または後期高齢者は保険証の提示で、住所地を確認し、一部負担金等は徴収せずに免除扱いとする。免除証明書は不要。</p> <p>③一部負担金等免除の特例措置は、当面2012年2月末日まで実施される。</p> <p>④レセプト一時負担金欄に「免除」と記載。 詳細は、Q&amp;Aを参照ください。</p>	
保険種別	確認事項														
社会保険(高齢受給者含む)	②氏名 ①生年月日 ③事業所名														
国保(高齢受給者含む)・後期高齢者	②氏名 ①生年月日 ③住所														
保険種別	確認事項														
社会保険(高齢受給者含む)	②氏名 ①生年月日 ③事業所名・住所・連絡先														
国保(高齢受給者含む)・後期高齢者	②氏名 ①生年月日 ③住所 ④連絡先 ④国保組合の場合は組合名														

※「免除・猶予」対象の負担金を支払ってしまった場合は患者が保険者に還付請求できる

## 2 被災者の一部負担金、6月診療分、7月以降の診療分の取扱い

5月末までの特例措置が、当面2012年2月まで延長される。6月までは患者の申し出により一部負担等が支払猶予扱いの者も含めて免除される。7月からは免除証明書を持参した場合のみ一部負担金等が免除される。5月2日の通知・事務連絡による変更事項を反映させた取扱いは表2を参照されたい。

### (1) 対象者の要件・「被災地域」の追加（5月2日追加分）

次の地域が追加された。3月11日の震災の日から適用される。

被災者生活再建支援法（平成15年法律第66号）の適用市町村のうち、青森県三沢市、三戸郡階上町、茨城県古河市、結城市、栃木県足利市、千葉県銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町又は山武郡横芝光町に住所を有する者（適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）

### (2) 取扱いの期間

当面2012年2月末日まで、一部負担金等の支払いを免除・猶予する取扱いとする。ただし、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間または原発事故の屋内退避の指示が解除されるまでの間とされている場合であっても、引き続き、6月末日までは、支払を猶予する。

### (3) 医療機関における確認等

#### ① 6月末日までの確認の方法等

患者の申し出により、また罹災証明書持参の場合は証明書により確認する（表1参照）。

#### ② 7月1日からの確認の方法等

7月1日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ、窓口で一部負担金等の支払を免除する。

ただし、一部の市町村（5月中旬以降に連絡予定）に住所を有する、市町村国保（高齢受給者含む）または後期高齢者は、当面、被保険者証等の提示によりその住所地を確認すれば足り、免除証明書は不要（この対象者のお問い合わせは東京保険医協会までTEL:03-5339-3601）。

### (4) その他

① 7月以降も一部負担金等の支払免除の場合は、患者負担分を含めて、10割を審査支払機関等へ請求すること。

② 7月1日からは免除証明書が必要となるため、各医療機関等においては、現在、一部負担金等の支払を猶予している患者に対し、速やかに保険者へ免除証明書の申請を行うよう、周知にご協力いただきたい（厚労省よりの協力依頼）。

③ 次に掲げる者は、保険者へ申請することにより、すでに保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金等について保険者から還付を受けることができる。

ア、6月末日までに、免除・猶予の要件に該当していたが一部負担金等の支払いを行った者

イ、7月以降、保険者による手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口へ提出しなかったことがやむを得ないと認められる者

表2 一部負担金等の免除・猶予が適用される特例措置

対象者 (1) (2) 両方を満たす者	<b>①厚生労働省事務連絡で示された地域で被災した者</b> ・青森県八戸市、上北郡おいらせ町、三沢市、三戸郡階上町 ・岩手県、宮城県、福島県全域 ・茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷群河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、古河市、結城市 ・栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、足利市 ・千葉県旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、山武郡横芝光町、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町、 ・長野県下水内栄村 ・新潟県十日町市、上越市、中魚沼郡津南町 ※「適用市町村から他の地域に転入（避難）した場合」と「転入先で国保等に加入した場合」を含む
	<b>②次のア～キのいずれかに該当する者</b> ア、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした状態 イ、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った状態 ウ、主たる生計維持者の行方不明の状態 エ、主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した方 オ、主たる生計維持者が失業し現在収入がない方 カ、原発事故による対象地域（第1原発から半径30km、第2原発から10km以内）から立退き、屋内退避の場合 キ、原発事故による計画的避難区域、緊急時避難準備区域 ※生計維持者行方不明、原発事故屋内退避の場合は6月末日まで
免除・猶予の種類等	以下の負担金について当面2012年2月末日まで診療時・調剤時の一部負担金等について、徴収を免除・猶予する。医療機関で対象になる負担金は次のとおり ・一部負担金 ・食事療養標準負担額・生活療養標準負担額 ・保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費の自己負担額